

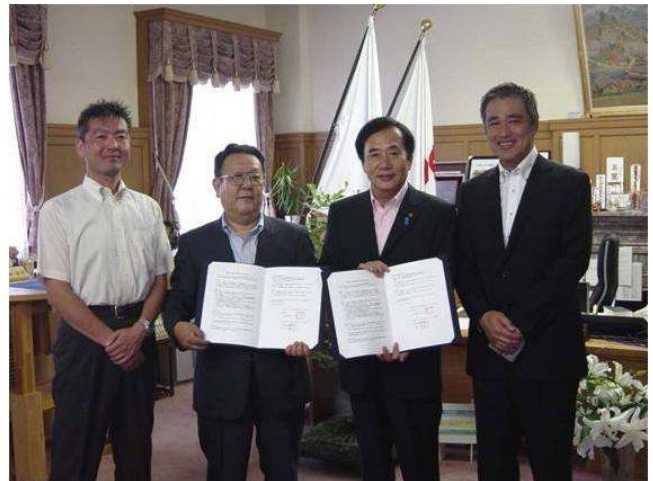
## 不法投棄の情報提供の協定について

埼玉県環境計量協議会  
会長 山崎 研一

埼玉県環境計量協議会(埼環協)では、埼玉県と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を平成 21 年 7 月 28 日に締結しました。今年度の埼環協総会でご承認頂いた事業計画のひとつで、「環境行政への協力を埼環協として積極的に行う」との趣旨から、県下でかねてより問題であった「廃棄物の不法投棄の撲滅」に協力するために協定を結びました。この「廃棄物不法投棄の情報提供」の協定では、早期に発見し、早期に取り締まるためには、「発見した不法投棄を速やかに情報提供」することが必要とされています。同時に監視の目が行き届いている状況も知らせする必要があります。

埼環協としてこの協定では、

- ・ 通報のルール
- ・ ステッカーなどによる監視の目を広げるといったことを約束しています。不法に投棄されている廃棄物の情報提供や未然防止のための活動の協力しています。



平成 21 年 7 月 28 日協定締結式

(左から)鈴木副会長、山崎会長、上田知事、吉田副会長

2種類のステッカーやチラシを配布し活用します。

○ 名刺サイズステッカー

… 携帯し、不法投棄を発見したときの連絡先などが記載されています

○ 中サイズステッカー

… 車や社屋などに掲示して頂き、監視の目を広げる抑止力となります。

○ チラシは、会員社内での啓発に利用します。

## 廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と、埼玉県環境計量協議会（以下「乙」という。）とは、廃棄物不法投棄の情報提供について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、乙及び乙の会員（その従業員を含む。）（以下「会員等」という。）が、県内において廃棄物の不法投棄を発見した場合、県又は市町村に情報を提供することにより、不法投棄を「早期に発見」し、「早期に対応」を図り、もって県民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （内容）

第2条 会員等は、業務遂行中に廃棄物の不法投棄と思われる現場（行為）を発見した場合、次の通報先に情報を提供するものとする。

- (1) 事業活動に伴って生じた木くずやコンクリートがらなどの産業廃棄物の場合、発見現場を所管する甲の環境管理事務所又は産業廃棄物指導課
- (2) 家庭ごみなどの一般廃棄物の場合、当該市町村
- (3) 一般廃棄物であるか産業廃棄物であるか不明な場合、発見現場を所管する甲の環境管理事務所又は産業廃棄物指導課
- (4) 現場がさいたま市及び川越市内の場合、さいたま市及び川越市

2 市町村が乙と独自に廃棄物不法投棄の情報に関する協定等を締結した場合は、当該市町村における廃棄物不法投棄情報の提供は、その協定等に基づいて行うこととする。

### （提供方法等）

第3条 前条第1項(1)から(4)に定める情報の提供は、原則として別に定める「廃棄物不法投棄情報連絡票」により、ファックスで送信することにより行うこととする。

ただし、緊急を要する場合など、状況に応じては、電話による提供も可とする。

2 不法投棄等不適正処理行為を発見した場合は、行為者との接触や不審車両の追跡等の行為は行わないものとする。

### （秘密の保持）

第4条 甲及び通報を受けた市町村は、乙、乙の会員等及び情報提供者に関し知り得た事項について外部に漏らしてはならない。

### （情報の取扱責任者等）

第5条 この協定による情報の取扱責任者は、次のとおりとする。

甲においては、各環境管理事務所長又は産業廃棄物指導課長  
市町村においては、各市町村担当課長

乙においては、会長

2 甲、市町村及び乙は、廃棄物不法投棄情報の扱いについて、本協定に基づき誠実に対応するものとする。

ただし、乙は情報の未提供、過誤等について責任を負うものではない。

### （その他）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項は、平成21年7月28日から実施する。

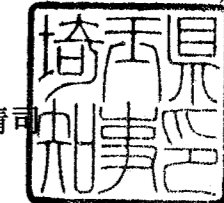
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成21年7月28日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

甲 埼玉県

埼玉県知事 上田 清司



埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11

乙 埼玉県環境計量協議会

会長

